

令和6年(行ウ)第21号 損害賠償請求行為請求事件

原告 榎本清

被告 東大和市長

答弁書

令和6年3月25日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

〒169-0051

東京都新宿区西早稲田1-9-37

フラットワセダ202 秋法律事務所(送達場所)

電話 03-6265-9329

FAX 03-6265-9330

被告訴讼代理人弁護士 秋山一弘

第1 本案前の答弁

- 1 本件訴えのうち、請求の趣旨2項の請求を却下する。
- 2 請求の趣旨2項にかかる訴訟費用は原告の負担とする。
との判決を求める。

第2 却下を求める理由

住民訴訟は、財務会計上の違法な行為又は怠る事実について、訴えをもって
地方自治法242条の2・1項各号の請求をすることができるものである。

しかし、原告が、請求の趣旨2項において求める「被告は判決後速やかに「東

やまと市報」に判決の主文と、東大和市民に対する謝罪文を掲載するとともに、再発防止の観点から適正な処分、目に見える具体策を講ぜよ。」については、財務会計上の行為と関係なく、地方自治法242条の2・1項各号のいずれの請求にも該当しない。

したがって、請求の趣旨2項の請求は不適法であり、却下すべきである。

第3 請求の趣旨に対する答弁

- 1 本件訴えのうち、請求の趣旨1項の請求を棄却する。
- 2 請求の趣旨1項にかかる訴訟費用は原告の負担とする。
との判決を求める。

第4 請求の原因に対する認否反論

- 1 請求の原因・1項（当事者）について
認める。
- 2 同・2項（本件財務処理の違法性）について
 - (1) 第1段落部分に記載の事実については認める。
 - (2) 第2段落部分のうち、第1文記載の事実については認め、第2文記載の主張については争う。
後述第5の被告の主張で説明するとおり、代理人弁護士への成功報酬の支払いに違法な点は一切ない。
 - (3) 第3段落部分に記載の主張については争う。
 - (4) 第4段落部分に記載の主張については、請求の趣旨1項と関係がなく特に認否の必要はないが、念のため争うとする。

3 同・3項（監査請求結果）について

- (1) 第1段落部分に記載の事実については概ね認める。
- (2) 第2段落部分に記載の主張については争う。

令和4年7月4日付東京高等裁判所令和4年（ネ）第2972号損害賠償請求控訴事件訴訟事務委託契約書（乙3）及び令和4年11月21日付東京高等裁判所令和4年（ネ）第2972号損害賠償請求控訴事件訴訟事務委託契約協議書（乙5）の内容に違法な点は一切ない。

第5 被告の主張

1 第一審の訴訟事務委託契約の締結

東大和市は、橋本勇弁護士（以下「橋本弁護士」という。）との間で、令和3年1月20日、東京地方裁判所立川支部令和2年（ワ）第2710号損害賠償請求事件（以下「本件第一審事件」という。）に関する一切の件についての「東京地方裁判所立川支部令和2年（ワ）第2710号損害賠償請求事件訴訟事務委託契約書」（以下「第一審訴訟事務委託契約書」という。乙1）を取り交わした。

なお、成功報酬については、第一審訴訟事務委託契約書（乙1）の第3条2項で、「委託事務終了後、委託者の予算の範囲内において別途協議して定める。」と規定されている。

2 第一審訴訟の判決言い渡し

令和4年4月21日に、本件第一審事件の判決が言い渡され、その判決内容は「原告の請求をいずれも棄却する。」ということで（乙2）、被告の東大和市が勝訴した。

なお、後記3項のとおり、本件第一審事件の控訴があつたが、その控訴事件

についても橋本弁護士が引き続き受任することになったので、東大和市と橋本弁護士との協議により、成功報酬は発生しないこととなった。

3 控訴審の訴訟事務委託契約の締結

本件第一審事件の判決に対して原告による控訴がなされ、東大和市は、橋本弁護士との間で、令和4年7月4日、東京高等裁判所令和4年（ネ）第2972号損害賠償請求控訴事件（以下「本件控訴審事件」という。）に関する一切の件についての「東京高等裁判所令和4年（ネ）第2972号損害賠償請求控訴事件訴訟事務委託契約書」（以下「控訴審訴訟事務委託契約書」という。乙3）を取り交わした。

なお、成功報酬については、控訴審訴訟事務委託契約書（乙3）の第3条2項で、「委託事務終了後、委託者の予算の範囲内において別途協議して定める。」と規定されている。

4 控訴審の判決言い渡し

令和4年11月9日に、本件控訴審事件の判決が言い渡され、その判決内容は「本件控訴を棄却する」ということで（乙4）、被控訴人の東大和市が勝訴した。

5 訴訟事務の終了と成功報酬に関する協議

東大和市と橋本弁護士は、東京高等裁判所令和4年（ネ）第2972号損害賠償請求控訴事件訴訟事務委託契約に基づく事務が終了したことを確認し、協議をした上で、成功報酬の額を1,188,000円（うち消費税及び地方消費税108,000円）とすることで合意した（乙5）。

6 成功報酬の支払い

東大和市は、橋本弁護士からの前項の成功報酬額に関する請求書（甲1）の提出を受けて、成功報酬の支払いを行った（甲2）。

7　まとめ

以上の成功報酬の支払いの流れにおいて違法な点は一切ない。

原告は、「2023年1月6日時点では損害賠償訴訟は確定しておらず、代理人弁護士に成功報酬を支払うことは違法な公金支出にあたる。」と主張しているが、控訴審訴訟事務委託契約書（乙3）の第3条2項では成功報酬について、「委託事務終了後、委託者の予算の範囲内において別途協議して定める。」と規定されているのであって、「損害賠償請求訴訟が確定後に成功報酬を支払う」とは規定されていない。原告の上記主張は、契約書の文言に反しているもので、原告独自の解釈に基づくものに過ぎない。

本件では、控訴審訴訟事務委託契約書（乙3）の規定に基づいて、委託した訴訟事務が終了した後、すなわち本件控訴審事件の判決が言い渡され、同事件の訴訟事務が終了した後に協議をした上で成功報酬額についての合意をして、その合意した額を支払っているのであるから違法と指摘される点はない。

したがって、原告の請求には理由が認められない以上、速やかに棄却されるべきである。

以上